平成２２年（フ）第７５３号
兵庫県姫路市夢前町塚本222番地４
債務者　舩場　　昇
１　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　木村　裕史
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月22日午前10時20分
５　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第５８号
広島県廿日市市大野水口763　エルエステート102号、住民票上の住所愛媛県松山市清住２丁目1115番地６
債務者　和田　泰雄
１　決定年月日時　平成22年12月20日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　永井　卓也
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月28日午前11時10分
５　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第５８０号
秋田市河辺神内字万事神９番地
債務者　藤原　　晴
１　決定年月日時　平成22年12月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　伊勢　昌弘
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月３日午前11時
５　免責意見申述期間　平成23年２月20日まで
秋田地方裁判所民事第２部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第４０号
群馬県沼田市屋形原町597番地10、住民票上の住所群馬県沼田市利根町輪組879番地１
債務者　林　　静夫
１　決定年月日時　平成22年12月20日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２２年（フ）第４２号
群馬県沼田市横塚町869番地４
債務者　安藤　洋平
１　決定年月日時　平成22年12月20日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２２年（フ）第４３号
群馬県沼田市桜町1967番地15　小林アパート１号
債務者　小林　敦子
１　決定年月日時　平成22年12月20日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２２年（フ）第４４号
群馬県利根郡みなかみ町師1889番地
債務者　関　　利子
１　決定年月日時　平成22年12月20日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２２年（フ）第５１７号
埼玉県東松山市大字東平1377番地60
債務者　忍足　鎮司
１　決定年月日時　平成22年12月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第２３２号
千葉県旭市駒込169番地
債務者　松井　綾子
１　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第１１８号
岩手県一関市花泉町油島字猪岡東45番地
債務者　安部　弘英
１　決定年月日時　平成22年12月20日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２２年（フ）第１３６号
秋田県湯沢市古館町２番17号
債務者　麻生　主税
１　決定年月日時　平成22年12月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２２年（フ）第９０号
和歌山県田辺市上の山１丁目13番５　ニューハイツ104号
債務者　稗田　修元
１　決定年月日時　平成22年12月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２２年（フ）第９３２号
埼玉県富士見市水谷東３丁目45番14―106号
債務者　渡部　一明
１　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第９３７号
埼玉県富士見市鶴馬３丁目32番24号　坂口ハイツ105
債務者　井上　　昇
１　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第９６２号
埼玉県川越市清水町11番地34
債務者　池本美千代
１　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部

破産終結

平成１５年（フ）第２５７号
鹿児島県出水市高尾野町上水流838番地
破産者　有限会社中央機材
１　決定年月日　平成22年12月17日
２　主文　本件破産を終結する。
３　理由の要領　最後の配当を終わり、債権者集会は破産管財人の任務終了による計算を承認し終結した。
鹿児島地方裁判所川内支部

破産手続終結

平成２２年（フ）第７８７号
仙台市若林区六丁の目西町２番28号
破産者　株式会社博進社印刷所
１　決定年月日　平成22年12月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
仙台地方裁判所第４民事部破産係